

「入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び入間市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例」改正の要旨

○入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正（第1条関係）

1. 条例改正の背景

令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部改正が成立し、子どもたちに対して生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とした幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の利用料が無償化されます。

2. 条例改正の内容

- (1) 保育料についての条文に3歳から5歳までの児童の保育料を零円とする規定を加えるとともに、条例別表の教育標準時間認定、保育認定の3歳児以上の部分を削除します。
- (2) 法令の改正に伴う用語の整理を行います。

3. 施行日

令和元年10月1日

○入間市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正（第2条関係）

1. 条例改正の背景

令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部改正が成立し、子どもたちに対して生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とした幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施され、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する児童に対し、新たに施設等利用給付認定が必要となります。

2. 条例改正の内容

幼児教育・保育の無償化に伴い新設された施設等利用給付認定について、利用者の申請に基づき保育の必要性の認定を行う旨を新たに規定します。

3. 施行日

令和元年10月1日